

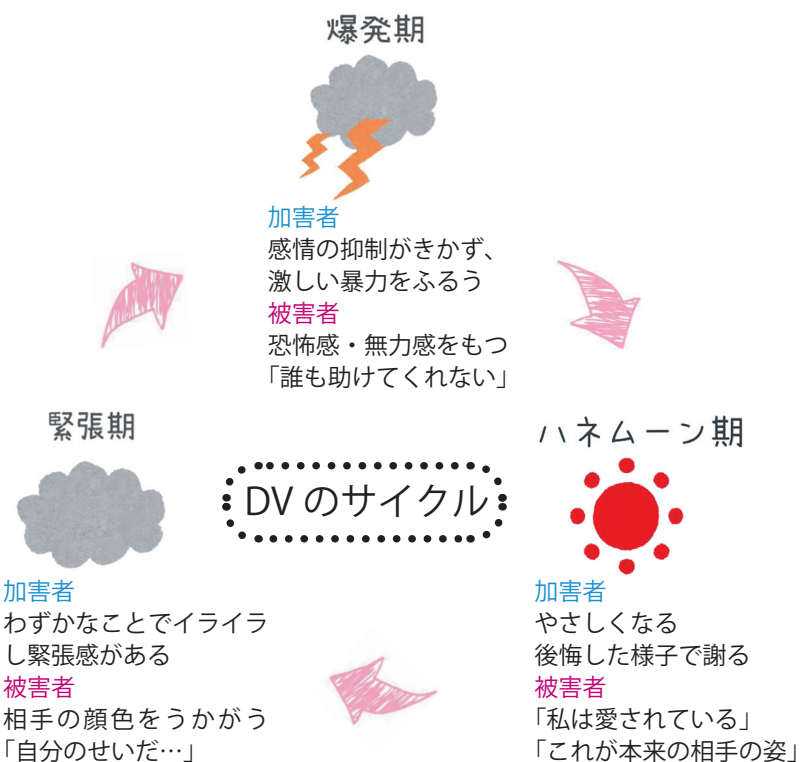
ください

毎年11月は、配偶者やパートナーからの女性に対する暴力など(DV)の問題に関する取り組みを一層強化する「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12～25日)および「児童虐待防止推進月間」となっています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にあるまたは、あった相手から振るわれる暴力のことです。「家庭内の問題」、「男女間のもつれ」として見過ごされがちです。DVは犯罪となる場合も含め重大な人権侵害であり、**許されるものではありません。**

暴力は繰り返され、**エスカレート**していきます

男女共同参画課 ☎ 65-1233



「DV被害」とは?

DVの被害は、殴る蹴るなどの**身体的暴力**だけでなく、暴言を浴びせたり、人格を否定したりするなどの**精神的暴力**、生活費を渡さなかったり、外で働かせない、仕事を辞めさせようとするなどの**経済的暴力**、性行為を強要し

たり、避妊に協力しなかったりするなどの**性的暴力**、子どもに危害を加えると脅したり、子ども前で非難や罵倒したりするなどの**子どもを利用した暴力**があります。さらに、子どもの見ている前でDVが行われることは、子どもに対する**児童虐待(心理的虐待)**にもつながります。

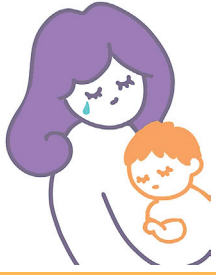
一人で悩まないで

DVは、家庭などの私的な生活の場で起こるため、他の人に見つかりにくいですが、多くの人が被害を受けています。あなたが自身やあなたの身近にいる人がDVで悩んでいるなら、我慢しないで相談してください。

DVで悩んでいたらすぐに電話を

【相談機関】(匿名相談可)

- 県福祉総合支援センター ☎ 089-927-3490・#8008 (毎日)
- 県男女共同参画センター ☎ 089-926-1644 (火～日)
- えひめ性暴力被害者支援センター (ひめここ) ☎ 089-909-8851・# 8891 (毎日)
- 県警察本部警察相談専用電話 ☎ 089-931-9110・# 9110 (毎日)
- 県警察本部性犯罪被害相談電話 ☎ 089-934-0114・# 8103 (毎日)
- 新居浜市配偶者暴力相談支援センター ☎ 65-1480 (月～金) 祝日・年末年始を除く



ひとりで悩まないで まず相談して

あなたの電話が親子を守る ～すべての人が笑顔で暮らせる街へ～

いちはやく

189

「だれか」じゃなくて「あなた」から

※令和3年度「児童虐待防止推進月間」標語 最優秀作品

園 子育て支援課 ☎ 65-1242

「児童虐待」とは？
児童虐待には、殴る、蹴る、たたく、やけどを負わせる、家の外に閉め出すなどの**身体的虐待**、子どもへの**性的行為**、性的行為を見せるなどの**性的虐待**、乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、不潔なままにする、車内に放置

する、病院に連れて行かない、他の人が暴力を振るうことを放置するなどの**ネグレクト**、言葉により脅かす、無視する、他のきょうだいとは差別的な扱いをするなどの**心理的虐待**があります。



子どもや保護者からの
虐待のサインを見逃していませんか？

子どもからのサイン

いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある。
不自然な傷や打撲の痕がある。
衣類や体がいつも汚れている。
落ち着きがなく乱暴である。
夜遅くまで1人で家の外にいる。



保護者からのサイン

小さい子どもを家に置いたまま外出している。
子どものけがについて不自然な説明をする。
子育てに関して拒否的・無関心である。
強い悩みや不安を抱えている。
地域などと交流が少なく、孤立している。



「しつけ」も行き過ぎると虐待に！

「しつけ」と称してたたいたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けにならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまう可能性があります。次のポイントを心掛けながら子どもに向き合しましょう。

- ① 子育てに体罰や暴言を使わない
- ② 子どもが親に恐怖心を持つとSOSを伝えられない
- ③ 爆発寸前のイライラをクールダウン
- ④ 親自身がSOSを出そう
- ⑤ 子どもの気持ちと行動を分けて考え、育ちを応援

虐待かも…と思ったら
すぐに電話を

【相談機関】（匿名相談可）

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 189

※東予子ども・女性支援センターにつながります。

子育て支援課相談ダイヤル

☎ 65-1571（月～金）

祝日・年末年始を除く

パープルリボン・オレンジリボン・キャンペーン

DVは女性に対する暴力だけでなく、子どもの前で暴力を振るうことで面前DVとして児童虐待にもあたり、DVと児童虐待が密接に関係することも多いものです。そこで、女性に対する暴力根絶のシンボルである「パープルリボン」と児童虐待の防止のシンボルである「オレンジリボン」を組み合わせ、女性や子どもに対する暴力を無くしていくことを目的としたパープルリボン・オレンジリボンキャンペーンを実施します。

キャンペーン期間中（11月1日（月）～30日（火））は、公共施設のライトアップや講演会などの催しが開催されます。



ミニツリーとリボン

公共施設のライトアップ

パープルリボン・オレンジリボンの意味を広くアピールするために、公共施設をライトアップします。

ウイメンズプラザ

11/1（月）～30（火）18:00～21:00（2色同時点灯）

あかがねミュージアム・えんとつ山

11/1（月）～15（月）18:00～21:00（オレンジ点灯）

11/16（火）～30（火）18:00～21:00（パープル点灯）



オレンジのライトアップ

パープルのライトアップ



電話相談時間延長

新居浜市配偶者暴力相談支援センターでの相談は、通常17時までですが、1時間延長して18時まで電話相談・相談予約を受け付けます。お気軽にお電話ください。

日程：11/12（金）、15（月）、19（金）、22（月）、26（金）、29（月）

相談先：同センター ☎ 65-1480

ロビー展

DV・児童虐待防止に関する資料の展示や相談窓口を案内します。パープル・オレンジリボンのツリーも設置しますので、ぜひご覧ください。

イオン新居浜 11/6（土）～11（木）

ワクリエ新居浜 11/16（火）～23（火）

ウイメンズプラザ 11/25（木）～30（火）

講演会

児童虐待の現状とDVとの関連をテーマとした講演会を開催します。この機会に児童虐待やDVについて理解を深めてみませんか。

場所：ウイメンズプラザ多目的ホール

日時：11/27（土）受付13:30 開演14:00～15:30

演題：DV対応と児童虐待対応の連携について

講師：飛鷹美枝（東予子ども・女性支援センター所長）

※申し込みは、

男女共同参画課まで

締め切り 11/19（金）

市HP



ステッカーで啓発

日本郵便（株）（新居浜郵便局）の集配用自動車やバイクに啓発ステッカーを貼ってDV・児童虐待防止の啓発を進めていきます。ぜひ、見つけてください。

